

TKC タックスフォーラム 2024

研究
発表

相続税・贈与税の一体課税



平成15年度税制改正において、次世代への早期資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、相続税・贈与税の一体化措置として相続時精算課税制度が創設された。令和5年度税制改正では、同制度と暦年課税制度が見直され、資産移転時期の選択に対して中立な税制の構築に向けた相続税・贈与税の一体課税の議論が高まっている。TKC東・東京会の研究グループは、日本の相続税・贈与税の歴史を振り返り、諸外国の税制を参考にしながら、日本における相続税・贈与税の一体課税のあり方を考察した。

研究グループ TKC東・東京会

野田賢治、大胡和也、坂部啓太、鈴木博之、駒木根 剛、小澤朋人、木村圭佑、廣瀬智矩、若杉明裕、樋口貴夫
山口貴子、中川西隆志 (敬称略・写真左から)

■とき：令和6年10月18日(金)

はじめに

若杉 本日のテーマは「相続税・贈与税の一体課税」です。

これは、「平成15年度における税制改革についての答申」にあるべき税制の構築に向けて、「」において、平成15年度税制改正で導入されることとなった「相続税・贈与税の一体化措置」から取り上げたものです。導入の背景には、高齢者が保有する資産の有効活用を通じた経済社会の活性化という社会的要請がある中で、生前贈与の円滑化に資するため、

生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要であることをあげています。

本研究では、わが国における相続税・贈与税の一体課税の方向性について、次の四つのテーマを柱に発表します。

I 相続税・贈与税の歴史および変遷と概要

II わが国における相続税・贈与税の概要

III 諸外国の相続税・贈与税

IV わが国における相続税・贈与税の一体課税の課題と方向性

I 相続税・贈与税の歴史および変遷と概要

相続税・贈与税の歴史

小澤 はじめに相続税の歴史について説明します。日本の相続税の歴史は長く、1904年(明治37年)2月に開戦した日露戦争に必要な戦費を調達するこ

とを目的として、同年12月に相続税法案が衆議院に提出され、1905年(明治38年)1月1日に公布、同年4月1日に施行されました。日露戦争の戦費は膨大だったようで、明治37年度と明治38年度に非常特別税法に

よる2度の増税がなされてい
ます。相続税は第二次非常特別
法による増税と同時期に創設さ
れました。

1898年(明治31年)から
1947年(昭和22年)まで施
行されていた旧民法では、遺産
相続のほかに家督相続がありま
した。遺産相続は家族の死亡に
より開始、家督相続は戸主の死
亡、隠居又は国籍喪失等により
開始すると規定されていました。

そのため旧相続税も遺産相続と
家督相続の二本立てになってい
ました。被相続人が推定家督相
続人または推定遺産相続人に贈
与をした場合等に、贈与した価
額が500円以上になるときは、
遺産相続が開始したと見なされ、
相続税が課されるという制度で、



小澤朋人会員

贈与税については当初は制定さ
れていませんでした。相続開始
前に贈与があった場合に相続税
の課税価格への加算については、
相続開始1年前になされた贈与
の価額を相続財産に加算すると
いうものです。

樋口 1945年(昭和20年)
終戦後の連合国軍総司令部
(GHQ)占領下から独立回復後
まで、相続税・贈与税はどのよ
うに変遷しましたか。

廣瀬 GHQ占領政策上の目
的の一つは、財閥解体後におい
て富の集中が再度現れることを
防止することでした。そこで、
シャベル勧告(1946年(昭和21
年))とシャウプ勧告(1949年
(昭和24年))に基づく1950年
(昭和25年)の改正により、相続税
と贈与税を統合した一生累積課
税による遺産取得税方式が採用
されました。その後、1952
年(昭和27年)4月にサンフラ
ンシスコ平和条約(以下、講和条
約)が発効され、日本は占領下
から独立を回復しました。こう

した中で、日本政府は、講和条
約の発効前から早くも相続税制
の改正に着手しており、シャウ
プ方式は、税務執行面で多くの
困難にあつたため、1953年
(昭和28年)改正で、累積的取得
税を廃止し、相続税と贈与税に
改められました。



廣瀬智矩会員

その後、1958年(昭和33年)
に、法定相続分課税方式による
遺産取得税の現行制度へと改正
されました。これは、遺産取得
税による不公平を除去しつつ、
遺産取得税方式の建前を維持し
た遺産税的な色彩を持った制度
となりました。

樋口 そして、平成15年度の
税制改正において、相続時精算
課税制度が導入されました。こ
れは、当時の塩川正十郎財務大

臣に、「シャウプ以来の税制の
改革」と言われたほど、相続税
制の根幹にかかわる改正と位置
付けられています。このような
時代背景で導入されたものでし
ょうか。

廣瀬 従来の相続税・贈与税
の関係を大きく見直し、一体化
する措置として位置付けられて
おり、その点でシャウプ勧告以
来の大きな税制改正といえます。
この制度の導入の背景ですが、

高齢化の進展に伴って、次世代
への資産移転時期の遅れ、個人
金融資産が高齢者に偏在する状
況が生じたことにあります。そ
こで、現役世代への移転による
資産の有効活用や、相続税・贈
与税間での税率差によって生前
贈与が進まないポトルネック解
消を目指したといわれています。
樋口 直近の税制改正は、ど
のような状況ですか。

廣瀬 令和に入っても、高齢
化の進展や金融資産の遍在状況
がより顕在化していることに加
えて、働き方やライフコースの

多様化の視点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築、格差固定化の防止の必要性が検討されています。

そのような中、相続時精算課税制度が広く利用されている状況ではないことから、相続・贈与に係る税負担を一定にしておくための改正が行われています。

相続税の機能と課税根拠

樋口 次に相続税の機能と課税根拠について確認していきます。まず、学問上の相続税についてお聞きます。

坂部 相続税とは「人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税」のことです。相続とは、一切の権利義務の承継であり財産権の一部と考えられています。憲法29条では「財産権は、これを侵してはならない」とされており、私有財産制を保障しています。そこに制限を加えることとなる相続税は、公に資する合

理的な機能がなければなりません。そこで、相続税の機能には伝統的に語られる代表的なもの、近年新たに付け加えられた機能という二つの視点から説明することができます。



坂部啓大 会員

まず、代表的な相続税の機能と課税根拠には、①「所得税の補完機能」と②「富の集中抑制機能」——があります。①「所得税の補完機能」は、被相続人の財産は、生前受けた税制上の特典などにより蓄積した側面があると考え、所得税で課税しきれなかった分を相続税で清算するという考え方です。②「富の集中抑制機能」は、相続により得た偶然的富の増加に対し相続税を課すことで、行きすぎた富の集中を抑制するという考え方です。

また、相続税の課税根拠は、①社会還元説（国家共同相続説）、②社会政策説、③所得税補完説（還元所得税説）、④財産の無償取得に対する所得税課税説、⑤偶発的所得説（不労利得説）——の五つにまとめることができます。これらの議論から相続税の機能や課税根拠を整理すると「所得税の補完機能」「富の集中抑制機能」に加え、「担税力」の三つに集約されるといえます。

次に、近年新たに付け加えられた相続税の機能と課税根拠についてです。平成25年度の税制改正では、相続税の基礎控除額の引き下げなど課税範囲が拡大されました。その理由は少子高齢化に伴って急増している社会保障費の調達という視点から説明され、これが近年新たに付け加えられた相続税の機能と課税根拠となります。

樋口 贈与税の機能や課税根拠についても教えてください。

坂部 贈与税は相続税を補完する税として創設された経緯が

あります。贈与税がなければ、相続税逃れのために親族内での生前贈与が多発し、相続税が形骸化するばかりか、著しく課税の不公平であるといえます。相続税の機能は公に資する合理的なものであることは今まで見てきたとおりです。「相続税逃れを防止する機能」こそが、贈与税の主な課税根拠といえます。

相続税と贈与税の関係性

坂部 ここまで相続税と贈与税の歴史や機能などを見てきましたが、相続税と贈与税にはどんな関係性がありますか。

樋口 相続税と贈与税は、いずれも財産の移転により課税される租税であり、両者は密接な関係を持っており、両税とも相続税法に規定されています。そのため、相続財産と贈与財産については、同じ評価基準を使用するなど共通点も多いです。関係性が強い理由は、贈与税が相続税を補う補完税としての機能

を担っていることが大きいからです。仮に相続税のみが課される場合には、生前贈与によって相続税課税を回避することができ、容易に租税回避を図ることができてしまうため、相続税の機能を十分に発揮することができないこととなります。

現行の贈与税は、相続税の租税回避防止の観点から生前贈与に対しては、相続税に比べ、基礎控除額が低額であり、税率も累進性が高いものになっており、生前贈与を抑制するような制度となっております。

坂部 相続税と贈与税とでは税負担が異なりますか。

樋口 相続は個人の死亡という偶発的な原因に起因することから、被相続人にとって一生に一度であり、相続人は、その財産を一括で取得することになります。一方で、贈与は、生前の財産の移転であることから時期の選択が可能で、かつ、複数年にわたって分割して財産を繰り返し移転・取得することが可能

です。そのため贈与税の税率は、相続税の税率よりも高い累進税率となっており、基礎控除についても贈与税は相続税よりも低額であるといった違いがあります。したがって、評価額が同じ財産を取得した場合には、相続税に比べ、贈与税の方がより重い税負担となります。また、贈与についても、一括で取得する場合と分割して取得する場合を比較すると、一括して取得する方の税負担が重くなります。

坂部 課税方式で異なるのはどのような点ですか。

樋口 相続税は、異なる被相続人から同一年に財産を相続した場合に、それぞれ個別に相続税の課税が行われるのに対して、贈与税は、同一年に異なる複数の贈与者から贈与を受けた場合に、その年中の贈与の合計額に課税される年税方式となっております。一方で、異なる年に同じ贈与者から贈与を受けた場合には、相続時精算課税制度を適用しない限り、それぞれの年の贈

与に課税が行われ、相続税と課税の単位が異なっています。

また、現行の相続税は、遺産取得税方式を基本とする、いわゆる法定相続分課税方式が採用されています。法定相続人の人数や他の共同相続人の財産の取得状況に税負担が左右されますが、贈与税は、贈与者と受贈者の関係においてのみ、税負担が決定する点が異なっています。

坂部 税負担と財産移転の時期の相関関係はどうですか。

樋口 贈与税は相続税に比べ

重い税負担となっておりますが、生前贈与が抑制されていますが、仮に贈与税の税負担を軽減し相続税の税負担を増加させた場合は、生前贈与の抑制が無くなり、高齢者層の資産を早期に次世代に移転させることが促進される可能性があります。ただし、この場合には、贈与税による相続税の補完機能が形骸化し、相続税の富の再分配機能などが弱くなってしまふ虞があります。

Ⅱ わが国における相続税・贈与税の概要

相続税の課税方法

大胡 ここからは、わが国の相続税・贈与税の制度の概要を説明します。相続税の課税方法には遺産税方式と遺産取得税方式がありますが、それぞれの方式を説明します。

野田 遺産税方式は、被相続人が残した遺産に着目しており、

被相続人の相続財産から債務等を差し引いた正味の財産を課税対象として相続税を課税する方法です。この場合、相続財産から相続税を差し引いた後の正味の財産を相続人が相続することになります。この方式は、相続人が主体ではなく、あくまで被相続人が生前に獲得した財産に対して課税する方法であるため、

財産を承継する相続人の意思は含まれないのが特徴です。採用している国として、イギリス、アメリカがあげられます。

次に、遺産取得税方式ですが、被相続人の財産を相続人が取得することに着目しています。相

続人が主体であり、かつ被相続人が遺した財産の取得に対して課税する方法です。つまり、各相続人が相続した、被相続人の相続財産から債務等を差し引いた正味の財産の取得に対して課税する方法となります。そのため、各相続人がどのような財産・債務を相続するかという意思決定により相続税の負担額が異なってくることとなります。

採用している国は、フランス、ドイツ等のヨーロッパ諸国などです。

大胡 続いて、各方式の課税根拠と特徴を確認していきます。

野田 遺産税方式は、①社会還元説、②社会政策説、③所得税補完説——の三つの根拠から成り立っているといわれています。主たる課税根拠は③所得税

補完説であると考えます。すなわち、被相続人が生前に受けた税制上の特典やその他租税を回避できたことにより、得られた財産を把握し、課税することなどが根拠としてあげられます。

また、遺産税方式の長所・短所ですが、長所は①制度が単純明快で実務上も簡明である、②相続課税の一つの狙いであるその者の一生を通じての税負担の清算に合致している、③遺産の仮装分割による偽りの申告を予防でき、税負担の公平が保たれる、④課税制度が簡明であるから税務執行も容易である——の四つ。短所は①財産取得者ごとの担税力に応じた課税ができない、②財産により課税されるため、富の集中抑制ないし分割促進が不十分である——の二つです。

続いて、遺産取得税方式の課税根拠と特徴を教えてください。

大胡 遺産取得税方式は、相続税の課税根拠のうち、①財産の無償取得に対する所得税課税説、②偶発的所得説——の二つ

の根拠から成り立っているといわれています。このうち、主たる課税根拠は、①財産の無償取得に対する所得税課税説になると考えます。すなわち、全て個人は経済的に機会均等であることが望ましいので、個人が財産を無償で取得した場合には、その取得財産の一部を国家が税という形で徴収して富の均衡を図ることが適当であることです。

また、長所は次の三つです。①相続人ごとの取得財産による個人的担税力に応じた課税が行われ、課税上公平である、②富の集中抑制および富の再分配を促進する目的に合致している、③現行民法の諸子均分相続に合致した課税制度である——です。

短所は次の四つです。①遺産の仮装分割による申告が行われる虞がある、②仮装分割による虚偽の申告により税務への信頼が失われ、さらに納税思想の悪化をもたらす虞がある、③遺産分割の実態把握が不明確または困難な場合には適正な税務執行が

困難となる、④事業用資産や農業用資産など分割困難な財産については相続人間において分割が困難なため、一般の相続と比較して、相続税負担が相対的に重くなる——です。

野田 このような二つの課税方式があるにもかかわらず、なぜ現行の法定相続分課税方式が採用されたのでしょうか。

大胡 民法(相続法)の抜本的な改正に伴って、遺産税方式から遺産取得税方式での課税が行われるようになりましたが、先ほど説明した遺産取得税方式の短所が目立ち、行き過ぎともいえる税務執行や納税者の仮装分割による申告が横行しました。これに対処するために、遺産取得税方式を前提としつつ、遺産額を民法における法定相続分にて分割したものとみなして相続税額を決定するという遺産税方式の考え方を採用した、いわば折衷案によって解決を図ること。これが法定相続分課税方式を採用した理由となります。

贈与税の課税制度

大胡 贈与税の課税制度についてです。現行の贈与税はいわゆる暦年贈与制度と相続時精算課税制度が並列しており、相続時精算課税制度は要件に該当した納税者が選択することができ、また、相続税との関連性として暦年贈与制度では、被相続人の相続発生時からカウントした加算対象期間内に贈与を受けた財産は持ち戻しにより相続された財産に加算され、贈与時に課税された贈与税額は相続税額と相殺されることとなります。

続いて、相続時精算課税制度の特徴を教えてください。

野田 まず、相続時精算課税制度には、所轄税務署長への届出が前提としてあります。また、暦年贈与制度とは異なり加算対象期間がなく、この制度により生前に贈与をした財産は全て相続財産に持ち戻しされることとなります。

課題は、法律の要件次第で贈

与財産が相続財産に含まれる可能性がある点や、贈与する際に暦年贈与制度を採用するのか、相続時精算課税制度を採用する

III 諸外国の相続税・贈与税

各国の相続税・贈与税の概要

山口 各国の相続税・贈与税の概要を説明します。

中川西 アメリカの相続税は遺産税といい、日本と同様に被



中川西隆志会員

相続人の遺産に対して課税される遺産税方式で、被相続人が納税義務者となります。後ほど詳しく紹介します。

木村 イギリスも相続税の課税方式に遺産税方式を採用して

のかといった制度の存在の周知、さらにケースバイケースでの贈与制度の選択の検討が必要であるという点です。

います。相続税は被相続人の遺産から納税が行われることとなり、各相続人や受贈者が承継する財産の金額の大小は相続税額の計算上は考慮されません。イギリスの相続税法における課税原因は資産の移転であり、贈与税と相続税とを包含する体系となっています。

相続遺産の納税義務者は一般的に人格代表者が行います。人格代表者とは、遺言が存在する場合における遺言執行者と、遺言が存在しない場合における遺産管財人を包含した名称と解されています。

相続に係る税率は限度額（いわゆる基礎控除額）に達するまでは0%であり、それを超える部

分については一律40%の税率により課税が行われます。限度額はゼロ税率帯といわれ、物価指数にに応じてスライドし、頻繁に改訂されますが、2009年（平成21年）度以降の限度額は32万5千ポンド（約6200万円）です。それに対し、課税贈与に対する適用税率は（0%または）20%

であり、即時に納税義務が生じるものについては、限度額の32万5千ポンドと贈与の年間基礎控除額である3千ポンドの合計額を超えた部分の金額に対し課税が行われることとなります。

山口 ドイツとフランスの制度は類似しているのでまとめて説明します。ドイツの相続税は相続や遺贈で財産を取得した人が課税される遺産取得税方式をとっています。相続開始前の10年間の贈与と相続を統合し、10年間の累積贈与財産の額と相続財産の額を一体的に課税します。贈与は受贈者が課税される受贈者課税になります。贈与が生じた年に10年間の累積した贈与額

の課税額から前年までの累積贈与額の課税額を控除した額を納付します。

フランスの相続税も遺産取得税方式です。ドイツは10年ですが、フランスは相続開始前の15年間の贈与と相続と統合し、15年間の累積贈与財産の額と相続財産額を一体的に課税します。贈与税もドイツと同じく受贈者



山口貴子会員

が課税される受贈者課税になります。贈与が生じた年に15年間の累積した贈与額の課税額から前年までの累積贈与額の課税額を控除した額を納付します。

なお、ドイツでは同一人間の複数回にわたる取得の期間が10年を超えた場合、仕切り直して再度新たな人的基礎控除を利用することは抑制されていますが、

フランスでは控除額は一定要件ありませんが15年ごとに更新されます。

わが国の相続税・贈与税との相違点と特徴

中川西 日本とアメリカとの相続税・贈与税の違いは次の三つです。一つ目は、納税義務者が財産を提供する者が提供を受ける者かの違いです。納税義務者が日本では財産を取得した者が納税義務者となり、アメリカの納税義務者は被相続人が指名した遺言執行者が納税義務者となっていることです。その違いを起因として相続・贈与に関連する次の社会状況が発生しています。まず、財産を残す手段としての信託の利用に多寡があります。日本では財産を提供する者で信託を利用する者が少なく、アメリカでは財産を提供する者で信託を利用する者が多いです。また、被相続人の遺産を提供する者を裁判所が指定することになっていきます。

二つ目の違いは、相続税に対

する贈与税の役割の違いです。日本では贈与税は相続税の補完税として相続税よりも高い税率を設定して親から子への生前の贈与を抑制する機能を有していますが、アメリカでは基礎控除および税率を同一として親子への贈与の時期にかかわらず課税の公平を図っている点に違いがあります。

三つ目の違いは、基礎控除の設定の仕方の違いです。日本では3000万円+600万円×法定相続人の数ですが、アメリカでは約18億円〜20億円となっています。超富裕層以外は相続税の申告・納付は必要ありません。

木村 イギリスの相続税法と日本の相続税法の大きな違いとして、①贈与の種類により課税の仕方が変わること、②贈与をした時点からその贈与をした人が死亡するまでの経過期間に応じて、その贈与財産に対して課される相続税率が変わること———があげられます。

まず①は、イギリスの相続税

法では、全ての贈与は、課税贈与、免税贈与また潜在的免税贈与のいずれかに区分されます。このうち、個人間で行われる多くの贈与は潜在的免税贈与に該当します。潜在的免税贈与に該当した場合、贈与時点では課税が行われませんが、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合にはその贈与財産は累積課税の対象となり、相続税課税がなされることとなります。

この仕組みは、日本の相続税法における相続時精算課税制度と生前贈与加算の特色を併せ持つようなものといえます。②は、仮に贈与財産が相続税計算に取り込まれることになった場合でも、贈与から相続までの経過期間が長ければ長いほど、その贈与財産に対する相続税の適用税率が段階的に低くなる仕組みとなっています。

山口 ドイツでは、税率が被相続人と相続人の関係の遠近により、クラスIからクラスIIIの三つに区分されています。関係

の近い相続人に対しては低い税率・高い基礎控除が設定されており、相続人の属するクラスと取得した財産の額に応じた累進税率により税額が計算されます。

また贈与と相続は同じ税率体系に基づいており、相続発生前10年以内の同一人からの贈与は相続時に加算されます。また詳細な非課税物件の規定がある点が日本と異なります。

フランスでも税率と基礎控除が被相続人と相続人の関係の遠近により区分されています。ただし、フランスの税率は四つ、基礎控除は五つに区分されています。また、配偶者の相続税は完全に免税となっている点が日本と異なります。

各国の一体課税の実現方法

山口 各国では一体課税をどのように実現していますか。

中川西 アメリカの相続税と贈与税の一体課税は、基礎控除が相続税と贈与税で同じであり、

また、税率も相続税と贈与税で同一です。親から孫への贈与についても、不公平が生じないように設定されています。

木村 イギリスの相続税法においては被相続人が死亡した時点での遺産に対する課税と死亡前7年以内の贈与財産に対して累積課税を行う方式が採られており、一定期間の財産移転に関して、相続・贈与の一体課税が行われています。わが国でも令和5年度の税制改正で、相続税

法において生前贈与加算期間が7年に延長されたことにより、これに近い法制度となりました。イギリスでは日本の相続税法と同様、一体課税の実現についてはあくまで限定的であるといえます。

山口 ドイツ・フランスでは、相続時の財産と相続発生前(ドイツ10年間、フランス15年間)の累積贈与により移転した財産の合計を取得価額とし、税額計算をし、過去の贈与時に納付した税額を控除します。そのため、相

続税と贈与税の税率・基礎控除は贈与時において相続税にあるような追加の配偶者控除がある点を除き、統一されています。このように相続税と贈与税の乖離がなく、一定期間の累積課税であるのでアメリカのように一生涯中立とはいえませんが、ある程度は資産移転の時期に中立な制度となっています。

まとめ

山口 令和5年度税制改正大綱では、資産移転の時期の選択

により中立的な税制の構築に向けた検討の中で、「諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する必要がある」と記載されています。

各国の現状の制度を選択するに至ったベースにある意識は日本と異なるので、諸外国の制度をそのまま取り入れることが難しいのは明白です。引き続き諸外国の制度を比較研究して、取り入れるべき要素は取り入れ、相続税・贈与税の公平性や効率が向上することを期待します。

Ⅳ わが国における相続税・贈与税の一体課税の課題と方向性

理想的な相続税・贈与税の一体課税

鈴木 ここからはわが国の理想的な相続税・贈与税の一体課税について考えていきます。

駒木根 実是一体課税の議論は令和になってから生じたものではありません。2015年(平

成27年)11月の税制調査会でも基本的な考え方が触れられています。高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となったとして、相続時精算課税

制度が導入されています。また、高齢者の資産保有が増加し、老老相続が一層進んでいる現状を踏まえると、贈与税については資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について相続税との関係も含め、さらに幅広く検討していく必要があると提言されています。

その後、令和5年度の税制改正では、資産の早期移転による有効活用を通じた経済の活性化



駒木根 剛会員

が期待される一方で、高齢世代の資産が適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねないとしています。そして、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、

生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要があると提言されています。

つまり、わが国で相続税・贈与税の一体課税をする目的には、①資産の早期移転、②租税負担回避への対応——の2点があり、この点を整理していく必要があります。

鈴木 ①の資産の早期移転の必要性について教えてください。

駒木根 資産の早期移転が議論になる背景として、経済社会の変化があげられます。わが国における年代別金融資産保有額のうち、60歳以上が保有する割合を見ると、1989年（平成元年）は全体の3割程度でしたが、2014年（平成26年）には約6割とほぼ倍増しています。また、医療技術の発展等により平均寿命が1990年（平成2年）から2019年（令和元年）までの29年間で男性、女性とも

に5・5歳延びています。これらの金融資産についていわゆる老老相続が増加し、相続による次世代への資産移転が大幅に遅れています。この結果、消費意欲の高い若年世代や、真に資金が必要な子育て世代に対する資産移転が進みにくい状況となりました。そのため、資産を早期に移転してもらうことで、本当にお金が必要な時期に必要な人にお金がある状態にしてもらうことが、その家計、ひいてはわが国にとっても有益なことだと考えられます。

しかし、現行の暦年贈与制度では、贈与した財産額に対する納税額が相続税と比較して高額になりやすいため、ある程度まとまった財産の贈与がしづらいという問題点があります。そこで、生前贈与による次世代への資産移転を円滑に行うために、平成15年度の税制改正において、相続時精算課税制度が導入されました。

ただし、相続時精算課税制度

の適用件数については、2007年（平成19年）の約9万人をピークに、近年では4万人程度しか利用されていません。2022年（令和4年）分の暦年贈与による贈与税申告者数は約39万人に対して、相続時精算課税制度の申告者数は4万3千人と暦年贈与の約1割程度の利用に留まっています。その背景としては、長期間の価格固定効果と無申告等の贈与財産がある場合における相続税への取り込み効果という二つの心理的な不安要素があります。これらの不安を解消しないと相続時精算課税制度の利用、ひいては資産の早期移転が進まないのかもしれない。

鈴木 ②租税負担回避への対応の必要性はいかがですか。

駒木根 資産の早期移転でもお話ししましたが、暦年贈与の税率は相続税に比べると高く設定されています。ただし、相続税の税率が30%や40%もかかる富裕層の人たちから見ると、それよりも低い贈与税率で生前に

分割し、かつ連年にわたり贈与を行うことにより、相続財産を減少させることで、全ての財産を相続により承継する場合と比較して、資産移転に係るトータル税負担の最小化を図ることができま。このように今の課税構造においては、一部の富裕層が、生前に分割、かつ連年にわたる贈与を行うことで、法の趣旨を逸脱して相続財産を減少させることにより、将来の相続税という租税負担回避のために最も簡単に実現可能な手法としての利用が散見され、財産および経済格差の固定化につながるという問題があります。

わが国の現行の法制度の問題点

鈴木 ここまでのまとめとして、わが国の現行の法制度における問題点をあげてください。

駒木根 現行の法制度においては、富の再分配という相続税課税の意義を十分に果たせておらず、むしろ財産の固定化を促

進してしまっている可能性すらあると考えています。一般的に家庭では、暦年贈与や相続時精算課税制度を利用するメリットが少なく、一方富裕層は租税負担回避の観点から、むしろこれらの制度を積極的に活用していることが見て取れます。

つまり、富裕層においては、資産の早期移転が図られており、資産移転による若年世代での資産形成も可能となり、その結果、



鈴木博之会員

富裕層においては家系の財産を継続的に増加させていくことが可能であると考えられます。その結果、経済格差の固定化につながってしまうことが問題点としてあげられます。

鈴木 では、ここまでの議論を踏まえて、わが国における一

体課税はどのようなあり方が望ましいのでしょうか。

駒木根 現行法において相続時精算課税制度の適用対象者は、暦年贈与制度と相続時精算課税制度を選択適用できますが、これを統一して、相続時精算課税制度に一本化する（以降、「相続時精算課税制度への一本化」ということを提言します）。

その際は、贈与者の年齢制限撤廃、18歳以上の直系卑属全てを適用対象とする等、現行の相続時精算課税制度の適用対象を拡大させた上で一本化することとします。

相続時精算課税制度への一本化

木村 ここからは相続時精算課税制度への一本化について説明します。この相続時精算課税制度への一本化を行った場合には、次の三つの観点からメリットがあると考えています。一つ目は、富の再分配機能への影響という点です。現行制度の暦年

贈与においては、生前贈与加算期間より前にされた贈与については、相続税の計算と切り離されることや、相続や遺贈において財産を取得しなかった受贈者に関しては、そもそも相続税の納税義務者となりません。そのため、相続発生時における富の再分配機能が十分に機能していない虞があります。一方で、相続時精算課税制度への一本化が実現した場合には、贈与財産は全て相続税の計算に取り込まれることとなります。そのため、被相続人が有していた財産の大部分につき、相続発生時において富の再分配機能が十分に働くことが考えられます。

二つ目ですが、資産の移転時期の選択に関する中立性という観点です。現行制度では、贈与税と相続税の間で適用税率が異なり、税負担に大きな差が生じるため、贈与者や受贈者が税負担を意識した上で資産移転のタイミングを計るケースが多く見られます。一方で相続時精算課

税制度による贈与においては、どの時点で資産の移転が行われたとしても、最終的には相続発生時に累積課税されることとなります。

日本税理士会連合会税制審議会の令和3年度諮問に対する答申においても、「相続時精算課税制度を選択すれば、(略)財産の価格に変動がないとすれば、相続による移転と贈与による移転の間で税負担に差異が生じないように設計されているため、資産移転の時期の選択に中立的な税制ということができると」の記載がある通り、相続時精算課税制度への一本化が実現すれば、資産移転のタイミングの恣意性を排除することができ、贈与時から相続発生時まで贈与財産の価格変動が生じない限りは資産の移転時期による税負担の公平性が保たれると考えられます。

三つ目ですが、過度な節税行為の防止が可能という点です。相続時精算課税制度への一本化

による累積課税体制においては、法の趣旨を逸脱した連年贈与や分割贈与といった現行法の暦年贈与制度が持つている構造上の問題を排除することができます。

ここで問題となるのが、少額贈与の取り扱いですが、令和5年度の税制改正において、相続時精算課税制度内に110万円の



木村圭佑 会員

基礎控除枠が設けられたことで一定の解決が図られたといえます。

以上3点が相続時精算課税制度への一本化により期待できる主な効果やメリットです。他にも、贈与者が持つ資産の規模によりますが、現行の2500万円の特例控除額の拡大も合わせて行うことで、資産の早期移転を促進する効果が期待できます。

そして、この一本化を実現するための大前提として、贈与した財産の管理把握、少額贈与の記録管理、これらが必須の条件となります。この点について、

日本税理士会連合会税制審議会の令和3年度諮問に対する答申では、デジタル化の進展とマイナンバー制度の活用によって資産の移動状況を管理、捕捉することができれば一定程度は解決できるとしています。令和6年9月末時点でのマイナンバーカードの保有率は約75%です。この数字が今後も伸び続けることが前提とはなりますが、政府や課税当局は、贈与財産管理に関する国民の理解を得ながら運用を行える環境を整えば、相続時精算課税制度への一本化は実現可能なものであると考えています。

相続時精算課税制度への一本化に際しての検討事項

樋口 ここまでは相続時精算課税制度へ一本化した場合のメ

リットを見てきました。このパートでは一本化した制度についての検討事項や懸念事項を検討していきます。

まずは適用する受贈者の範囲を考えます。現行の贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人とするほかに、現行の相続時精算課税制度では対象となっていない配偶者・兄弟姉妹・直系尊属をどうするかという問題があります。「資産移転の時期の選択に中立的な税制」だけを厳密に目指すのであれば、その全てを受贈者の範囲に含めるべきですが、「世代間の資産移転の促進」を重視するのであれば、同世代や前世代となる配偶者・兄弟姉妹・直系尊属は除外しても良いのではないのでしょうか。ただし、租税回避行為の防止の観点から、ひ孫等の直系卑属全てを受贈者の範囲に含めるべきです。

続いて適用対象となる贈与者と受贈者の年齢についてです。贈与者は、「資産移転の時期の

選択に中立的な税制」の観点から年齢に関係なく適用できることが必要であるため、現行制度のような贈与者の年齢制限（60歳以上）は不要だと考えます。ただし、権利能力の問題から民法に規定される18歳以上とすることが望ましいでしょう。

受贈者は、「資産の早期移転」による「経済の活性化」を図る観点から未成年を対象にしても、その効果は限定的であるため、現行の18歳以上で良いのではないかと考えられますが、適用となる年齢を区切ると、その年齢に達する前に、暦年贈与による相続税対策が横行し、制度の形骸化を招く虞があるため、やはり年齢は区切らない方が良くないと考えます。

次に、相続時精算課税制度適用時の控除額や税率についてです。相続発生時に精算を行うので、どのような控除額・税率でも「資産移転の時期の選択に中立的な税制」を妨げるものではないと考えますが、一方で「資

産の早期移転」を促進する目的からは、贈与時に課税が行われない方がよく、特別控除額を拡大し、税率を引き下げ、極力税負担が生じないようにすることが必要と考えます。また、相続時精算課税制度への一本化が、税負担の増加にならないように相続税の基礎控除額の拡大等、一定の配慮が必要です。

相続時精算課税制度では、少額な贈与であっても全て把握しなければならぬ煩雑さがあります。これを回避するため、令和5年度の税制改正で導入され



樋口貴夫会員

た相続時精算課税制度に係る基礎控除額110万円は維持されるべきです。

相続時精算課税制度への一本化をすると、贈与から相続まで

が長期間となります。その間に財産が費消され、納税資金不足により納税が困難となるケース

も考えられます。この場合には、連帯納税義務により、他の相続人が納税しなければならぬ限り、トラブルに発展することが懸念されます。さらに価格変動リスクも考慮しなければなりません。資産移転後の価格変動については自己責任ですが、自己責任を超える場合には対応が必要ではないでしょうか。災害については現行制度にも特例があります。盗難などについては対象外であるため、今後の検討が必要です。

また、贈与から相続までが長期間になるため、将来の相続税法の改正による影響についても考慮が必要です。特に納税者に不利となる改正は、一体課税の観点から見逃ごせませんが、他の税目でも起こり得る問題であり、原則は相続時の法令を適用すべきと考えますが、そうした

場合、影響を及ぼす期間が長期

間になるため、今後の検討が必要で

す。続いて、小規模宅地等の特例を贈与時に適用するかについても議論が必要です。予測不可能な相続時に相続人の生活基盤を確保することが特例の趣旨であるため、予測可能な贈与時に適用することについては慎重であるべきです。しかし、特例が適用されないことで贈与を控えることもあり得るため、贈与時に特例を適用せず、相続時に条件を満たす場合に適用するなどの検討が必要です。

最後に相続時精算課税制度への一本化の対象としない贈与については、現行の暦年贈与制度とします。これは親族外の第三者などに対しても、相続時精算課税制度を適用した場合には、相続の発生を把握するのが困難になることなども考慮して、現行の暦年贈与制度を適用するのが良いと考えます。

ここまで相続時精算課税制度への一本化を検討してきました

法定相続分課税方式と相続時精算課税制度の組み合わせの問題点

が、暦年贈与の加算期間を延長した場合でも、類似の効果が得られます。しかし、暦年贈与制度は、累進課税かつ税率が高いことから、最終的には相続時に精算されるとしても資産の移転が進みにくくなると考えられ、また受贈者は税引き後の手取り額を費消等に充てるため、経済活性化の観点からも望ましくないと考えられるので、相続時精算課税制度への一本化が望ましいと考えます。

以上のように、今後検討が必要な事項はあるものの、相続時精算課税制度への一本化をした場合、資産の移転時期にかかわらず税負担に相違が生じることなく、「資産の移転時期の選択に中立的な税制」となり、相続税・贈与税の一体課税が実現します。その反面、適用対象者を拡大した上で一本化するのであれば、法定相続分課税方式と相続時精算課税制度の組み合わせが内包する問題がより顕在化するることになります。

坂部 法定相続分課税方式と相続時精算課税制度の組み合わせによる問題点を説明します。

法定相続分課税方式において、相続税を計算するためには、相続開始時点の被相続人の遺産総額と被相続人の民法に規定する法定相続人が判明していなければなりません。しかし、そのようなことは財産を譲り受けた段階では分からないのが普通ですので、相続時精算課税制度を利用したとしても、各自が負担する将来の相続税を予測することは難しく、予測可能性の観点から問題であると考えます。また、相続時精算課税制度への一本化を図るといことは、相続時精算課税制度の適用対象者や持ち戻し対象となる財産の増加を意味します。

実際に相続税を計算する際には、適用対象者や持ち戻し財産を全て特定しなければならず、

被相続人の遺産総額を決定するにあたって、相続人全員に途方もない労力を強いることになりません。他の適用対象者や持ち戻し財産を正確に把握しなければ、相続税の計算はいつまでも完了しないため、法的安定性の観点から問題があると考えます。相続時精算課税制度の適用対象者を増やすことは、そのような問題が顕在化するリスクがあります。

このように、法定相続分課税方式と相続時精算課税制との組み合わせは、予測可能性と法的安定性の問題点を指摘しましたが、これらの問題は、課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得方式へ転換することによって一定の解決が可能と考えています。

遺産取得方式とは、相続人等が相続等により取得した財産の価格を課税標準とする課税方式です。法定相続分課税方式とは異なり、被相続人の遺産総額や被相続人の民法に規定する法

定相続人を把握せずとも、納税者自身が取得した財産情報のみで相続税の計算を行うことができます。遺産取得方式であれば、他の相続人が相続した財産や相続時精算課税制度を利用した持ち戻し財産に相続税の計算は左右されることなく、自身が受け取った財産の情報だけで相続税の計算を完結することができます。

しかし、課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得方式へ変更することは、現時点ではハードルが高いと考えています。2007年(平成19年)11月に税制調査会が示した『抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方』の中で、法定相続分課税方式の問題点に触れ、具体的かつ実務的な検討の必要について指摘しているのですが、今日までにはその議論が深まっているわけではありません。また、法定相続分課税方式の導入から長期間が経過し、その計算方法が定着していることから、現実的には

中長期にわたり議論を重ねる必要があります。

このような問題がありながらも、法定相続分課税方式を維持したままであっても、相続時精算課税制度への一本化をすることに意義はあると私たちは考えています。

そもそも「資産移転の時期の選択に中立的な税制」とは、資産の移転方法やその金額にかかわらず、移転資産の総額にかかると税金負担が一定となる税制をいいます。一方で相続時精算課税制度は、「財産の価格に変動がないとすれば、相続による移転と贈与による移転の間で税金負担に差異が生じないように設計されている」制度です。

このことから、現行の課税方式との組み合わせ上、いくつかの問題点が指摘できるとしても、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の実現のためには、相続時精算課税制度の適用を拡大していくことは必要不可欠であり、たとえ現行の課税方式の

ままであっても相続時精算課税制度への一本化をすることは、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の実現はもちろん、富の再分配・資産の早期移転の観点からも意義があると考えています。

相続税の課税方式の転換

野田 相続時精算課税制度への一本化を前提とした相続税の課税方式の転換を検討します。

まずは、遺産税方式に転換した場合です。遺産税方式を採用しているアメリカやイギリスのように遺産税方式を採用した上で、相続税・贈与税の一体化の検討を行うにあたっては、贈与した財産の相続財産への加算の



野田賢治会員

検討が必要となり、日本の現行制度においては、相続時精算課税制度を採用した遺産税方式の相続税により、相続税・贈与税の一体化が図られます。

では、わが国で導入するための弊害や問題点ですが、被相続人が築いた「財産」について課税する方式が遺産税方式であるため、財産の一部を相続税として徴収し社会に還元するという仕組みは、富の再分配機能として一定の理にかなっている方法です。また、被相続人の財産に対して課税を行うのが遺産税方式であり、税務当局も財産の補足ができれば課税漏れが起きにくいいため、租税回避防止を目的とする場合一番理にかなっている方法であるといえます。

一方で担税力に基づく方式としては、遺産税方式は遺産取得税方式よりも劣っており、富の集中排除の要請には応えづらいといえます。

遺産税方式を採用している諸外国と比較して問題となるのが、

過去の日本の民法改正前の「家督相続の相続人」が一括相続する場合や、アメリカ、イギリスの制度のような「遺産管財人や遺言執行人」といった相続が生じた時に相続を取りまとめる役割の人が不在であることがあげられます。遺産税方式を採用する場合には、各相続人に権利義務を主張させている現民法の制度を変えて、遺言執行人といった相続をリードする役割の者が必要不可欠であり、その者が相続税の納税額を確定させ、いわゆる税引き後相続財産を計算するという制度上の仕組みが必要です。この相続税確定までの相続をリードする役割の者が納税額を確定させた後に、各相続人が相続に関する権利義務を主張するという仕組みが実現しなければ、遺産税方式は現実味を帯びません。

結論として、民法（相続税法）などの法令変更も必要であり、現状の日本の法制度では難しいといわざるを得ません。

遺産取得税方式への転換可能性

大胡 次に遺産取得税方式への転換の可能性についてです。まず、相続税・贈与税の一体課税制度の実現について税負担の公平と資産移転の時期の中立性の観点から確認していきます。税負担の公平の観点としては、



大胡和也会員

遺産取得税方式へ転換した場合、贈与・相続による財産移転に対する課税の対象が共通して「受けた財産の額」となり、応能負担の原則が貫徹されるので、税負担が公平となります。相続税・贈与税の一体課税の目的である個人間の相続、遺贈、贈与等による財産移転について、「税負担の中立化」が実現することとなります。そして、資産

移転の時期の中立性の実現は課税方式の選択によらず、相続税と贈与税の統合により実現します。遺産取得税方式に転換した場合には、税負担の公平性、富の集中抑制および再分配を促進する目的に適合し、現行の民法の諸子均分相続にも合致します。

遺産取得税方式導入の問題点

大胡 遺産取得税方式を導入する際の問題点と解決方法です。遺産取得税方式では、遺産が分割して相続されるほど、累進課税の上では全体の税負担が少なくなります。そのため、遺産の分割を促進することとなり、富の集中排除という趣旨がよりかなうといわれています。

次に導入にあたって見直しを行うべき項目を確認します。1 点目は贈与税の取り扱い。2 点目は仮装分割への対応です。

この2点については、元税務大学校研究部教育官の宮脇義男氏が「相続税の課税方式に関する

一考察」(『税務大学校論叢』57号、2020年6月)で「贈与税の課税方式を遺産取得税方式に改めた場合における贈与税の取り扱いについて、まず、生前贈与による相続税負担の回避を防止するための機能をどのような仕組みとするのかを検討する必要があります」とし、さらに「①相続税とは別に贈与税を課税する仕組みとするのか、②生前贈与と相続税とを累積して課税する仕組みとするのか(昭和25年度税制改正後の制度)との検討が必要となる」と述べています。

①の場合は、さらに生前贈与のみの累積課税とするのか、現行と同様に相続開始前の贈与財産を相続財産に加算するかどうかの選択肢が考えられます。

②の場合には、生前贈与が都度累積するのか、それとも相続時に一括して精算するのか、累積期間に制限を設けるのかどうかという選択肢も考えられます。

さらに①および②において、累積課税の仕組みを設ける場合に

は、個々の贈与者ごとに課税価格を分けて税率を適用するのか、それとも合算して適用するのかの選択肢も考えられます。贈与税の取り扱いだけでも多くの選択肢があり、これらの制度を公平なものとするためにも検討すべきことは数多くあります。

仮装分割への対応についても宮脇氏は言及しています。相続税の課税方式が遺産取得税方式から法定相続分課税方式へ変更された理由の一つとして、仮装分割を防止することは税務執行上困難であり、遺産取得税方式に戻すことにより、仮装分割への対応の是非を再び検討する必要性が生じるとの考えがありますが、この点は、近年は相続人の権利意識の高まり、遺産分割の習慣化が定着してきているとの指摘により検討する必要が特にないとの考え方もあります。しかし、遺産分割の習慣の定着化傾向は、法定相続分課税方式を採用したためと考えることもでき、また近年における相続税

の負担緩和により分割を仮装してまで税負担軽減を図る実質的なインセンティブが軽減した結果とも見ることもできます。

したがって、今後の相続税の課税方式の変更が課税ベースの拡大を伴うことを考慮すると、今後、遺産分割を仮装した相続税回避を誘発する懸念も念頭に置く必要があるとされています。

こうした問題のほか、基礎控除、税率・税額控除等、贈与税、納税地についても検討する必要があります。現在の基礎控除は法定相続分課税方式による基礎控除となるため、遺産取得税方式へ変更する場合は、個々の納税義務者ごとに設ける必要があります。しかし、問題点として一つの相続によって遺産を取得したものであっても、相続税額が発生するものと発生しないものが生じる可能性があるため、課税の公平性を確保するための合理的な基準に則った基礎控除額を設ける必要があります。

また税率・税額控除等も同様

に、現在は法定相続分課税方式によるものであるため、取り扱いを検討する必要があります。

贈与税の取り扱いについても、現行制度の仕組みとするのか、累積課税方式の仕組みとするのかを検討する必要があります。

相続税と贈与税の控除および税率を統一しなかった場合は、累積課税方式の制度趣旨に反することとなるため、制度の見直しが必要であると考えます。

納税地についてはご存知の通り、相続税法62条1項において、納税義務者である相続人または受遺者の住所を納税地とすると定められています。相続税法附則3項にて、当分の間、被相続人の死亡の時における所在地とすると定められています。法定相続分課税方式においては、他の相続人等が取得した相続財産の額も税額に影響があるため、被相続人の住所を納税地とし、全ての相続人等に係る申告を一括で行った方が合理的です。遺産取得税方式に変更した場合は、

相続税法附則3項の規定を廃止し、相続人等の住所を納税地としても良いと考えています。

このように遺産取得税方式へ転換することに対する課題も数多くあり、その課題を解決するには制度の見直しや仮装分割、遺産の未分割時の対応を検討する必要があります。法定相続分課税方式の問題点を解決するためには、遺産取得税方式への転換が必要であると考えます。

結論

若杉 最後に、本研究発表の結論を申し上げます。

わが国における相続税・贈与税の一体課税措置として、相続

時精算課税制度への一本化が必要であると考えます。

ここでいう相続時精算課税制度への一本化とは、現行法上、相続時精算課税制度適用対象者は暦年贈与制度と相続時精算課税制度を選択適用できますが、これを統一して相続時精算課税制度に一本化することです。

現行の課税方式のままであっても「資産移転の時期の選択に中立的な税制」を実現することはできません。しかしながら、現行の法定相続分課税方式には問題が多数指摘されており、現行の課税方式のまま相続時精算課税制度へ一本化をすると、その問題がより顕在化することとなります。そこで、中長期的には、より理想的な相続税贈与税の一体化を実現するために、現行の法定相続分課税方式から遺産取得税方式への移行を検討する必要があります。また税率・税額控除等も同様

以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(構成／TKC出版 石原 学)



若杉明裕会員